

## 和洋学園母の会会則

### 第一章 名 称

第一条 本会は和洋学園母の会と称しその事務所を和洋学園に置く。

### 第二章 目的及事業

第二条 本会は本学園の学生生徒の教育効果をあげるための協力援助をするとともに会員相互の親睦並びに文化向上を計るのを以て目的とする。  
第三条 本会は前条の目的を達成するため月一回例会を催しかつ其のため必要なる事を行う。

### 第三章 構成及会員

第四条 本会は和洋学園学生生徒及び卒業生の母又は母に代わるものを以て構成する。

### 第四章 会 計

第五条 本会の経費は和洋学園後援会から充当される予算を以て支弁する。  
第六条 本会の会計年度は毎年四月一日より始まり翌年三月三十一日を以て終わる。

### 第五章 役 員

第七条 本会に左の役員を置く。

一、会 長 一名

一、副会長 二名

一、委 員 各組二名

一、常任幹事 若干名(会計及び書記)

一、顧 問 若干名

一、監 事 二名

第八条 委員は会員中より会員の選挙により之を決定する。

第九条 会長及び副会長は役員会の互選により之を決定し常任幹事は会長之を依嘱する。

顧問、幹事は会長の推薦に依り役員会で決定する。

第十条 役員任期は一か年とする。但し重任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残 期間とする。

### 第六章 会 議

第十一条 本会の会議は総会と役員会とする。

第十二条 一、定期総会は春季に一回開き役員会は必要に応じ之を開く。

二、総会の議事は出席した会員の過半数で決するものとする。

第十三条 定期総会は左の事を行なう。

一、事業の報告

一、 役員の改選

一、 予算の審議

一、 其の他必要事項

#### 第七章 会計事務処理

#### 第十四条

本会計の事務処理は会長の命を受け常任幹事にて行うものとする。

#### 第八章 付 則

平成十八年五月二十日より一部改正施行する。

平成二十七年五月十六日より一部改正施行する。

平成二十八年十二月十四日より一部改正施行する。